



—東地中海地域ニュース—

レバノン：サアド・ハリーリ内閣信任決議案の可決

(12月11日付現地各紙)

10日夜、国会でサアド・ハリーリ内閣の信任決議案が可決され、正式にハリーリ内閣（挙国一致内閣）が発足した。11日までの現地における関連報道の概要は以下の通りである。

1. 12月8日に招集された国会でハリーリ首相は施政方針演説を行い、その後、10日まで66名の国会議員が施政方針演説に対して発言を行った。10日夜、ハリーリ内閣の信任決議案が票決に付され、賛成122名、反対1名、棄権1名、欠席4名で同決議案が可決された。
2. ハリーリ首相は票決前に、国会議員からの発言に対して以下の通り発言した。
 - (1) 内閣の施政方針のみが国内の対立を解決する唯一の場所であるわけではない。対立し解決が望まれていた問題は、引き続き国民対話の場に委ねられるが、これらの問題が国内を分裂させる原因にはならない。
 - (2) この内閣は挙国一致内閣である。対立が明らかになれば、自分（ハリーリ首相）は、これを国民の意見に委ね、国民生活や経済等全ての問題について責任を有する公の対話の機会に委ねる。
 - (3) イスラエルによる脅威とレバノンの主権侵害、領土および領海における国家の権利を守ることは、全レバノン国民の問題であることに意見の相違はない。そのことが施政方針の第6パラグラフで確認されており、このパラグラフは国家と国家の主権を守る任務が国および国軍の任務であることを否定していない。国軍こそがこの任務の第一の責任を有している。政府はこの任務を完全に果たすため、国軍が責任を果たせるよう国軍の能力の増強に努める。

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799